

## 第4 フォークリフトの用途外使用の禁止

フォークリフトを主たる用途以外に使用することは、禁止されています。

フォークリフトによる災害の多くは、操作や使用方法に問題があります。

また、比較的操作が簡単のため、運転経験のない者が安易に操作して災害を起こすことが多くあります。

最大荷重1t未満のフォークリフトの運転の場合は特別教育、1t以上の場合は技能講習が必要となります。

フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用することは、原則として禁止されています。パレットに作業者を乗せてフォークリフトで昇降させてはいけません。

フォークリフトの用途外使用を行ったために発生した災害の事例を示します。



### 【災害発生例】倉庫内で保管貨物（タイヤ）の手直し中、パレットの上から墜落

#### (1) 災害発生状況

被災者は、事故当日午後、タイヤの出庫、整理作業を行っていた。その際、タイヤの荷崩れを手直しするため、フォークリフトのフォークにパレットを差し込み、この上に乗って整理作業をしていた。フォークリフトは、角材で歯止めがされていた。

フォーク上のパレットは、地上約3.2mの高さにあり、被災者はパレットサポート3段積の最上段に積まれていたタイヤ(約40kg/本)の手直し中であり、そのうち5本が崩れ、それらと一緒に墜落した。

被災者は、保護帽を着用し、顎ひもで固定していた。



#### (2) 災害原因

原因として、次のようなことが考えられる。

- ① フォークリフトで高くリフトされたパレットの上に乗って荷（タイヤ）の手直し作業を行うという作業方法に問題があったこと。
- ② 高所での作業の際に、安全帯を使用させるなどの墜落防止の措置をとっていなかったこと。

#### (3) 再発防止対策

- ① フォークリフトのパレット上に乗っての作業は行わず、梯子、架台等を使用すること。
- ② やむを得ずパレット上で作業するときは、安全帯を使用するか、又は手すりや枠のついた墜落防止措置のされたパレットを使用すること。
- ③ 高所におけるタイヤの荷崩れを手直しする場合の作業手順書を整備し、従業者に周知徹底させること。

## 【関連法令】

### 『労働安全衛生法』

- ・第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

### 『労働安全衛生規則』

- ・第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適用する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、その作業の指揮者を定め前条の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

※ 単独作業を行う場合には、特に選任を要しないものであること。（昭53.2.10基発第78号）

- ・第151条の14（主たる用途以外の使用の制限）

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を荷の吊り上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならない。但し、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

※ 「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれのない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。（昭53.2.10基発第78号）

## 危険予知活動（KY 活動）とリスクアセスメントの具体的な進め方

### 危険予知活動（KY 活動）の取組方法

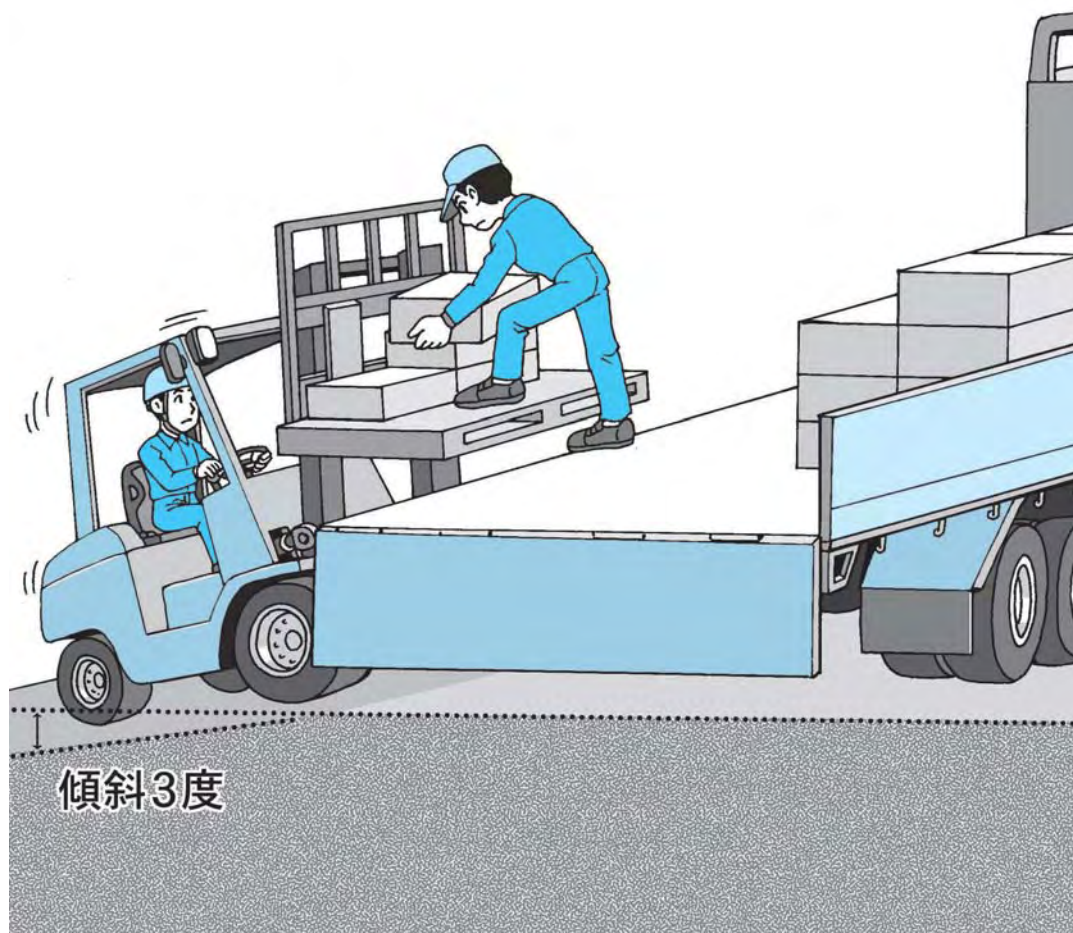
危険予知訓練（KYT）は、作業を想定したイラストシート等をもとに作業に伴う危険要因を見つけ出し、必要な対策等を検討するもので、この訓練で、危険感受性の向上を図るとともに、危険予知活動の実施方法を学びます。また、危険予知活動（KY活動）は、現場での作業を始める前に危険要因を見つけ出し、特に重点として実施する安全対策を決定し、その対策を確実に実施していく活動です。

ここでは、次ページの図の作業を例として、4ラウンド法によるKYTあるいはKY活動の進め方を説明します。

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 1 R | <p>＜現状把握＞<br/>どんな危険が潜んでいるか。</p>  | <p>(1) リーダー：作業の状況を読み上げる。<br/>「フォークリフトでトラックからパレットの段ボールを取り卸している。」</p> <p>(2) “危険要因”と引き起こされる“現象（事故の型）”を全員で出す。<br/>「～なので～になる」、「～して～になる」、<br/>「～なので～して～になる」 （7項目程度提出）</p> <p>例：① 床面が傾斜しているので、フォークリフトが後退して、作業者が隙間から墜落する。<br/>② フォーク上のパレットに作業者が足を乗せたとき、パレットが傾き作業者が転落する。<br/>③ 素手で段ボールを取り扱っているので、手を損傷する。<br/>④ トラックの荷台から足を踏み外し、墜落する。</p> |
| 2 R | <p>＜本質追求＞<br/>これが危険のポイントだ。</p>   | <p>(1) 重点と思われる項目に○印を付ける。<br/>(2) ○印項目について絞り込む。（1～2項目程度に）<br/>→「危険のポイント」と思われるものに、◎印とアンダーラインを引く。<br/>(3) 危険のポイントを皆で指差し唱和する。<br/>(4) リーダー：「危険のポイント ～なので～して～になる ヨシ！」<br/>全員：「～なので～して～になる ヨシ！」</p> <p>例：「フォーク上のパレットに作業者が足を乗せたとき、パレットが傾き作業者が転落する。ヨシ！」</p>  |
| 3 R | <p>＜対策樹立＞<br/>あなたならどうする。</p>   | <p>危険のポイントに対する具体的で実行可能な対策<br/>→（各3項目程度）（全体で5～7項目）</p> <p>例：パレットをトラックの荷台上に置いて作業する。</p>  |
| 4 R | <p>＜目標設定＞<br/>私たちはこうする。</p>  | <p>(1) しぼり込み（各1項目）<br/>→※印又はアンダーラインを引く＝「重点実施項目」<br/>(2) 重点実施項目→チーム行動目標設定（各1項目）<br/>(3) チーム行動目標決定→指差し唱和<br/>(4) リーダー：「チーム行動目標（～する時は）～を～して～しよう ヨシ！」<br/>→全員「（～する時は）～を～して～しよう ヨシ！」</p> <p>例：荷卸しはパレットを荷台に置いて作業しよう ヨシ！</p>  |
| 確認  | <p>指差し呼称項目設定（各1項目）<br/>リーダー：「指差し呼称項目 ○○ ヨシ！」<br/>全員：「○○ ヨシ！」（3回唱和）</p> <p>例：「パレット位置 ヨシ！」</p> |  |

## 作業例

フォークリフトと人力作業でトラックから段ボールを卸しています。



- 床面が3度傾斜しています。
- フォークをリフトしたまま作業を行っています。

## リスクアセスメントの取り組み方法

### 1 リスクアセスメントとは

リスクアセスメントは、作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む。）の重篤度（被災の程度）とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせることでリスク（危険の程度）を見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法です。リスクアセスメントによって検討された措置は、安全衛生計画に盛り込み、計画的に実施する必要があります。その手順の流れはおおむね次のとおりです。

（注）「運輸業等における荷役災害のリスクアセスメントのすすめ方」（リーフレット）などリスクアセスメントに関する情報は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>）にてご覧いただけます。

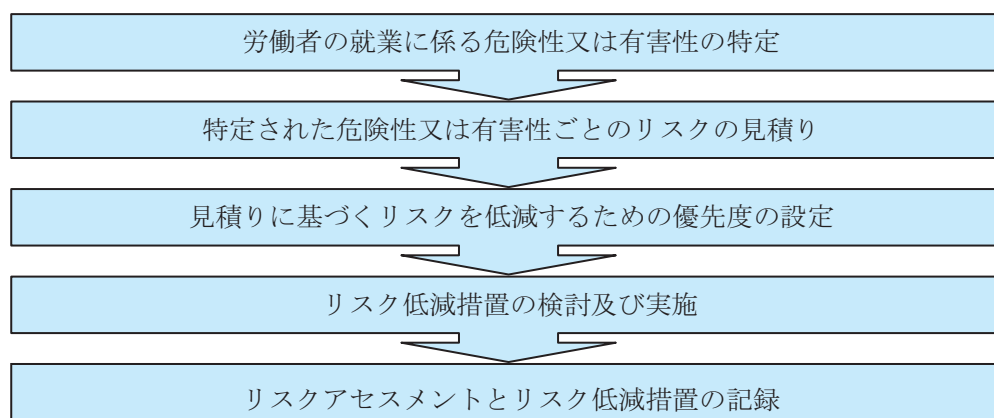


図 リスクアセスメントの手順

### 2 リスクアセスメントの目的

「職場のみんなが参加して、職場にある危険の芽とそれに対する対策の実状を把握して、災害に至るリスクをできるだけ取り除いて、労働災害が発生しにくい職場にすること」が、リスクアセスメントを実施する主な目的です

### 3 リスクアセスメントの効果

リスクアセスメントを実施することによる効果には、以下のようなものがあります。

- ① 職場のリスクが明確になる。
- ② 職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できる。
- ③ 安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができる。
- ④ 残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になる。
- ⑤ 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まる。

### 4 リスクアセスメントの実施手順

リスクアセスメントの実施手順について、前ページの図の作業を例に説明していきます。

#### (1) 実施体制（経営トップの決意表明と推進組織）

社長や支社長など経営のトップがリスクアセスメントを安全衛生管理活動の一環として実施することを決意表明します。

次に、リスクアセスメントを推進する体制として、安全管理者等（担当部長等）をリスクアセスメント管理責任者とし、複数のライン管理者（運輸課長等）をリスクアセスメント推進者等とします。リスクアセスメントの実施は、現場をよく知る班長や作業者も含めた全員参加が原則です。

## (2) 実施時期

リスクアセスメントの実実施時期については、設備又は作業方法を新規に採用した場合や変更した場合、労働災害が発生した場合等がありますが、「まずはリスクアセスメントをやってみよう」ということで、危ないと思われる作業・作業場所を対象として、できるところからリスクアセスメントを始めましょう。

## (3) 情報の入手

危険性や有害性を特定するために入手すべき情報としては、次のようなものがあります。

- ① 作業手順書、機械の取り扱い説明書等
- ② 災害事例、ヒヤリハット事例等

## (4) 危険性又は有害性の特定

リスクアセスメント担当者は、リスクアセスメント推進メンバーとともに、職場の工程ごとにすべての作業を対象に、危険性又は有害性を特定し、発生のおそれのある災害を特定します。

16 ページの作業例では、以下のような災害が発生するおそれがあると考えられます。

- ・ 床面が傾斜しているため、駐車ブレーキが甘いとフォークリフトが後退して、作業者が隙間から墜落する。
- ・ 作業者がパレットに足を乗せたとき、フォーク上のパレットが傾き、作業者が転落する。
- ・ 素手で段ボールを取り扱っているので、手を負傷する。
- ・ 保護帽を着用していないので、墜落したとき、重大なけがをする。

## (5) リスクの見積り

リスクアセスメント担当者及び推進メンバーは、「危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、リスクを見積もります。リスクの見積りにはマトリクスを用いた方法、数値化による方法、枝分かれ図を用いた方法等がありますが、ここでは、例として、③のようにマトリクスを用いた方法を示します。

（陸災防注）陸災防の研修会等では、数値化による方法が使われています（詳細は陸災防ホームページを参照下さい）。

### ① 負傷又は疾病の重篤度の区分

| 負傷又は疾病の重篤度 | 内容の目安   |
|------------|---|
| 致命的・重大（×）  | ・ 死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの<br>・ 休業災害（1ヶ月以上のもの）<br>・ 一度に多数の被災者を伴うもの |
| 中程度（△）     | ・ 休業災害（1ヶ月未満のもの）<br>・ 一度に複数の被災者を伴うもの                            |
| 軽度（○）      | ・ 不休災害やかすり傷程度のもの  |

### ② 負傷又は疾病の可能性の度合

| 負傷又は疾病の可能性    | 内容の目安   |
|---------------|---|
| 可能性が高い（×）     | ・ 日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの<br>・ 日常的に行われる作業に伴うもので回避可能なもの |
| 可能性がある（△）     | ・ 非定期的な作業に伴うもので回避可能なもの                                    |
| 可能性がほとんどない（○） | ・ 稀にしか行われない作業に伴うもので回避可能なもの                                |

### ③ リスクの見積り表

| 可能性 \ 重篤度     | 致命的・重大<br>（×） | 中程度<br>（△） | 軽度<br>（○） |
|---------------|---------------|------------|-----------|
| 可能性が高い（×）     | Ⅲ             | Ⅲ          | Ⅱ         |
| 可能性がある（△）     | Ⅲ             | Ⅱ          | Ⅰ         |
| 可能性がほとんどない（○） | Ⅱ             | Ⅰ          | Ⅰ         |